

虐待防止のために講ずる措置の概要

- 1 虐待防止の責任者
氏名：西野智則
職名：虐待防止委員会 委員長
- 2 従業員の虐待についての理解を深めるための取組み
時期・回数：入社時、年1回（年度ごとに計画）
内容・講師等：虐待防止に関する研修、身体拘束適正化に関する研修
- 3 虐待の防止・早期発見のための取組み
虐待防止・権利擁護マニュアルにおいて、以下の通りの対応を定めている。

以下、虐待防止・権利擁護マニュアルより。

「早期発見・早期対応の取り組みとして、介護職員からの積極的な報告はもちろんのこと、管理者からサービス提供責任者、サービス提供責任者から介護職員への定期的な指導および積極的なコミュニケーションによるヒヤリング、観察が重要である。」

グループホームにおいてはサービス提供責任者をサービス管理責任者、介護職員を世話人、生活支援員等に読み替える。

- 4 虐待発生時の対応
虐待防止・権利擁護マニュアルにおいて、以下の通りの対応を定めている。

以下、虐待防止・権利擁護マニュアルより。

「管理者、サービス提供責任者は虐待の情報を得たとしても、該当者を責めることなく、以下の観点から冷静に事態の收拾に努めること。

- a) 再発防止。
- b) 利用者の安全・安心の確保。
- c) 利用者、家族の心身の負担に対する支援。
- d) 虐待防止委員会との連携。
- e) 各地域の虐待防止センター窓口との連携。」

グループホームにおいてはサービス提供責任者をサービス管理責任者に読み替える。

- 5 虐待発生後の対応
虐待通報があった場合に法人が設置する虐待防止委員会まで報告。
委員会は指定権者及び自治体が定める報告機関に第一報を連絡する。
虐待防止委員会及び虐待発生部署間で調査を行う。
調査結果を自治体及び指定権者に報告し、判断を仰ぐ。
その他、追加調査等に対して協力を継続する。

- 6 その他

虐待防止委員会を本社職員を含む法人単位で運営することにより、各事業所への指導や周知等が徹底されるようにしている。

在宅支援と施設支援の虐待発生リスクを考慮し、今後委員会の再編等を検討している。